

事業用電気通信設備規則の一部改正について
(諮問第 1 2 0 9 号)

1 改正概要

2 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案
(新旧対照表)

(参考)

- ・事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する告示案・参考 1
(新旧対照表)

事業用電気通信設備規則の 一部改正について

平成20年6月24日
総務省

事業用電気通信設備規則の一部改正について

改正項目

1. 携帯電話基地局等に関する停電対策の適用除外(第16条関係)
2. 050番号を使用するIP電話用設備等の異なる電気通信番号の送信の防止(第36条の7関係)

1-1 携帯電話基地局等に関する停電対策の適用除外

【背景】

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)においては、電気通信役務の安定的かつ確実な提供を確保するために、停電の際の利用者への影響を最小限に抑えるべく、電気通信回線設備について停電対策を講じることとしている。

一方で、品質改善やサービスエリア拡大等利用者利便の向上のために地下街等に携帯電話の基地局等を設置する場合において、設置するスペースが限られていること等の理由から予備電源の設置が困難な場合がある。

このため、携帯電話の基地局等について、停電対策を措置することを原則とするが、一定の条件を満たしている場合においては、停電対策の措置を要しないこととする基本的な考え方を取りまとめ、平成20年2月6日から同年3月10日までの間、意見を募集し、寄せられた意見とそれに対する総務省の考え方と併せて同年4月4日に公表した。

これらを踏まえて、携帯電話の基地局等について、停電対策の措置を要さない場合の条件を整備する所要の改正をするものである。

【概要】

総務大臣が別に告示で定める条件に適合している携帯電話基地局等については、停電対策の措置を要しないとする規定を整備。

施行予定日:平成21年1月1日

1-2 携帯電話基地局等に関する停電対策の適用除外の条件

改正省令案の規定により規則第11条の規定(停電対策)を適用しない携帯電話基地局等の条件を告示に規定。

○昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)(抄)(案)

(事業用電気通信回線設備の適用除外)

第1条 (略)

2 規則第16条第4項の規定により規則第11条の規定を適用しない携帯電話用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。)であつて、次に掲げる条件に適合するものとする。

一 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域(電気通信役務の提供を行う区域をいう。以下この号及び次号において同じ。)が他の携帯電話用設備(規則第16条第4項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動電話端末を用いて通信を行うことができるものに限る。)に係るサービス提供区域内にあること。

二 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合に、サービス提供区域であつて通信を行うために必要な電界強度が得られる区域(次号において「無線ゾーン」という。)の通信機能を3時間以内に復旧できるように、蓄電池を配備する等必要な措置が講じられていること。

三 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合に、当該携帯電話用設備に係る無線ゾーンにおいて通信を行うことができないことについて、その設置する建築物その他の工作物(以下この号において「建築物等」という。)の管理者に対する説明が行われているとともに、建築物等において掲示する方法、インターネットを利用する方法その他の方法により利用者に周知が図られていること。

2-1 異なる電気通信番号の送信の防止

【背景】

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)においては、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び0AB～J-IP電話用設備を設置する電気通信事業者に対し、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきこと、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合についてはその限りでないことを規定している。

本規定の趣旨は、発信者の電気通信番号の正当性を担保することについて社会的な重要性が高まっていることから、発信元の偽装(他者へのなりすまし)等によって、発信者番号表示等の信頼性が損なわれることを防止することである。

【概要】

050-IP電話、携帯電話、PHSについても、現行のアナログ電話等に係る規定に準じ、電気通信事業者が、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきことを規定する。

施行予定日:平成21年1月1日

*アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び0AB～J-IP電話用設備を対象とする規定(平成20年4月1日施行)を準用

(注)本年3月26日「050-IP電話等の基本的事項に関する技術的条件」一部答申(該当部分抜粋)

⑥ 発信者番号偽装対策

050-IP電話サービスを提供する電気通信回線設備においては、端末からの発信者番号の正当性検証を行い、正当でない発信者番号が検出された場合は、発信者番号を無効にする等の措置を講ずることが適当である。

また、050以外の、携帯電話やPHSの電気通信番号を用いる電気通信回線設備においても、電気通信番号の正当性を担保することの社会的重要性は変わらないことから、同様の措置を講ずることが適当である。

なお、技術基準化する際には、電気通信事業者の中には本機能を実装していない者が存在する可能性もあることから、そうした電気通信事業者への影響の把握に努め、必要に応じて経過措置等を検討することが望ましい。

2-2 異なる電気通信番号の送信の防止に係る現行省令の取扱い方針

平成19年11月に事業用電気通信設備規則を改正し、アナログ電話、ISDN及びアナログ電話相当のIP電話について、以下のとおり、発信者に付与された電気通信番号と異なる電気通信番号を送信することを防止するために必要な措置を講じることを規定。

○事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)(抄)
(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することがないように必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。

ただし書に該当する場合には、

- ①代表者番号を送信する場合
- ②0120番号等の着信課金といった特殊なサービスの電気通信番号を送信する場合
- ③その他のサービスについて、電気通信事業者が、電気通信番号の役割(地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別)の観点において、着信者に誤認させないように措置し、かつ、発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信元に着信することが確保されている場合 等がある。

*③の電気通信番号の役割の観点に基づく措置に関して、特に0AB～J番号については、品質識別及びサービス形態の識別の役割を有するとともに、電気通信番号規則上も、その番号から電話の相手先の地域が分かるという地理的識別を行えるよう定められている番号であり、また、その利用されている長い歴史から、「今そこからかかっている/そこにかけている」ことが確認できる社会的信頼性を有する番号でもあることに留意して、発信元を着信者に誤認させることのないようにする必要がある。また、発信元へ着信することの確保については、例えば、着信側事業者と発信側事業者を異にしており、コールバックのために着信側の電気通信番号を発信者番号として送信する場合において、着信側事業者と利用者の契約変更等が生じる場合であっても、常に発信元への着信が確保されていることが必要である。

3 パブリックコメントの実施結果及びスケジュール

(パブリックコメントの実施結果)

平成20年4月22日から同年5月22日までの間、省令改正案及び関係告示案について総務省にて意見募集を実施したところ、意見の提出はありませんでした。

(スケジュール)

平成20年4月22日	省令改正案を諮問 省令改正案及び関係告示案について総務省にて意見募集 (5月22日まで)
6月24日	答申(希望)
7月下旬	公布(予定)
平成21年1月1日	施行(予定)

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の七）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用除外）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第十一条の規定は、総務大臣が別に告示で定める携帯電話用設備について適用しない。</p> <p>（異なる電気通信番号の送信の防止）</p> <p>第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第十條第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備（事業用電気通信回線設備のうち</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の六）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用除外）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

ち、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。）について準用する。

附 則

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する告示案 新旧対照表
 ○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（事業用電気通信回線設備の適用除外）</p> <p>第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。）第十六条第三項の規定により規則第四条及び第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信回線設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信回線設備とする。</p> <p>2 規則第十六条第四項の規定により規則第十一条の規定を適用しない携帯電話用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）であつて、次に掲げる条件に適合するものとする。</p> <p>一 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域（電気通信役務の提供を行う区域をいう。以下この号及び次号において同じ。）が他の携帯電話用設備（規則第十六条第四項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動端末設備を用いて通信を行うことができるものに限る。）に係るサービス提供区域内にあること。</p> <p>二 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合に、サービス提供区域であつて通信を行うために必要な電界強度が得られる区域（次号において「無線ゾーン」という。）の通信機能を三時間以内に復旧できるように、蓄</p>	<p>（事業用電気通信回線設備の適用除外）</p> <p>第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。）第十六条第三項の規定により規則第四条及び第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信回線設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信回線設備とする。</p>

電池を配備する等必要な措置が講じられていること。

三 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合に、当該携帯電話用設備に係る無線ゾーンにおいて通信を行うことができないことについて、その設置する建築物その他の工作物（以下この号において「建築物等」という。）の管理者に対する説明が行われているとともに、建築物等において掲示する方法、インターネットを利用する方法その他の方法により利用者に周知が図られていること。

附 則

この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

平成20年6月24日

総務大臣
増田 寛也 殿

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦

答 申 書 (案)

平成20年4月22日付け諮問第1209号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当であると認められる。